

## 東根市外二市一町共立衛生処理組合障害者活躍推進計画（第2期）

### 1 策定にあたって

#### (1) 策定趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の改正が行われ、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示され、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することが義務付けられました。これを受け組合でも、これまでの取組状況や現状の課題を踏まえつつ、障害者である職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを行うとともに、障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮することができるよう、「障害者活躍推進計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。この度、計画期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の満了に伴い、「東根市外二市一町共立衛生処理組合障害者活躍推進計画（第2期）」（以下「計画」という。）を策定するものです。

#### (2) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

### 2 組合における障害者雇用の状況

前計画に基づく取組目標の達成状況など組合における障害者雇用の状況は次のとおりです。

#### 【障害者雇用率・雇用状況】

法第40条及び同施行令第8条に基づき、地方公共団体の任命権者は、毎年6月1日現在の障害者の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することが義務付けられており、各年の状況は下表のとおりです。

区分／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数※1	70.5人	69.5人	70.5人	69.5人	70.5人
障害者数（実人数）	1人	2人	3人	3人	3人
障害者数（計算上）※2	1人	2人	3人	3人	3人
実雇用率 （法定雇用率）	1.42% (2.5%)	2.88% (2.6%)	4.26% (2.6%)	4.32% (2.6%)	4.26% (2.8%)

※1：職員の数から除外職員数及び除外率相当職員数を控除した数

※2：重度身体・知的障害者については実人数1人に対して2人分として、短時間勤務の身体・知的障害者及び特定短時間勤務の重度身体・知的障害者並びに精神障害者については実人数1人に対して0.5人分として積算。

### 3 障害者活躍推進に向けた課題

「2 組合における障害者雇用の状況」を踏まえた今後の障害者活躍推進に向けた課題は次のとおりです。

#### 【採用に関する課題】

組合では、障害者である職員を継続的に採用しており、障害者数（実人数）は令和2年度の1人から令和6年度の3人に増加しています。

しかしながら、障害者である職員の高年齢化による離職は避けられない状況となっています。今後も、法定雇用率は、令和8年7月以降3.0%に引き上げられることから、引き続き障害者雇用を促進する必要があります。

### 4 取組目標

組合の計画における取組目標は以下のとおりです。

#### (1) 採用に関する目標

毎年6月1日時点の実雇用率が、法定雇用率を上回ることを目標とします。

令和7年度における法定雇用率は2.8%。令和8年7月に0.2%引き上げられ、3.0%となります。

#### (2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

### 5 取組内容

障害者である職員の活躍推進と取組目標達成に向け、以下の取り組みを行います。

#### (1) 障害者である職員の活躍を推進する体制整備

##### 【組織面】

障害者の雇用の促進を図るため、任命権者は、総務課長を法第78条に規定する「障害者雇用推進者」に選任し、障害者に係る実効性のある雇用管理等の諸条件の整備等を行います。また、障害者職業生活相談員の選任義務（5名以上の障害者がいる場合）が生じた際は、3か月以内に選任します。

##### 【人材面】

障害者職業生活相談員に選任された職員は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。

#### (2) 障害者である職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

新たに障害者を採用する場合や、身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行い、適切な支援や配慮を講じます。

### (3) 障害者である職員の活躍を推進する環境整備・人事管理

#### 【職務環境の整備】

障害のある職員の障害特性に配慮し、各職場における職務の遂行に必要な施設・設備などに合理的な配慮を講じます。なお、措置を講じるにあたり、組合にとって過重な負担にならない範囲とします。

#### 【募集・採用】

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。